

## 多機能型事業所ななつの風 にこり 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者名称概要

名 称	株式会社こぴっと
法 人 所 在 地	長崎県雲仙市小浜町北本町 8 5 1 番 1 - 2
電 話 番 号	0 9 5 7 - 7 3 - 9 5 0 0
代 表 者 氏 名	代表取締役 松尾 洋子
設 立 年 月	平成 2 6 年 9 月 1 日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援
事業所の名称	株式会社こぴっと 多機能型事業所ななつの風 にこり
事業所の所在地	長崎県雲仙市吾妻町牛口名 4 9 8 - 2
連 絡 先	電話：0 9 5 7 - 7 3 - 9 5 0 0 FAX：0 9 5 7 - 7 3 - 9 5 0 4
管 理 者 氏 名	横田 魅和
児童発達支援 管理責任者	横田 魅和
定 員	1 0 名
指 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日
事業所番号	4 2 5 1 2 0 0 1 6 0
事業所が行なっている他のサービス	指定放課後等デイサービス

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	児童の発達の過程・特性等に応じて継続的な支援を行い、発達・成長を見通しながら、日常生活や社会生活に適応できるよう児童の意思及び人格を尊重し、児童及びご家族の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とします。
-------	---

運営方針	<p>①障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>②事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの支援に努めるものとする。</p> <p>③「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例」(平成24年長崎県条例第68号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を提供するものとする。</p>
------	---

4. 通常の事業の実施地域  
雲仙市及び吾妻町の区域

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日～土曜日 (国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。) 午前8時半から午後6時
サービス提供日 及び サービス提供時間	第1単位：月曜日～金曜日 午前9時から午後2時

6. 職員の体制

職種	業務内容
管理者	1名 管理者は、職員の管理、児童発達支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	1名以上(1名以上は専任かつ常勤) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障がい児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障がい児及び障がい児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
保育士	常勤1名以上 個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障がい児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要(実際に設置されている設備の種類を記載すること)

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	机2、椅子3、棚1
更衣室	1室	

ト	イ	レ	1室	多目的トイレ
---	---	---	----	--------

8. サービスの内容（実際に行なうサービスの名称及び概要を記載し運営規程及び事業計画等との整合性を図ること）

- (1) 日常生活訓練：生活リズムや生活習慣の形成、基本的生活スキルの獲得
- (2) 運動・感覚訓練・認知・行動訓練
- (3) 更生相談：医療、福祉、生活の相談など
- (4) 健康指導：障がい児の健康チェック、健康相談
- (5) 送迎サービス：希望により、障がい児の自宅又は幼稚園と事業所との間の送迎を行います  
※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

#### 9. 利用料金

- (1) 障がい児通所給付費（以下、「給付費」という）によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を引いた額が給付費の給付対象となります。事業者が給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。  
なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
- (2) 上記（1）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。
- (3) 事業者は、上記（1）及び（2）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。
- (4) 次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。
  - (ア) 日用品費 実費
  - (イ) 創作活動に係る材料費 実費
  - (ウ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※（1）から（4）までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。
- (5) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月5日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。
  - ① 当事業所の窓口で現金支払い
  - ② 金融機関からの自動引き落とし

#### 10. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

#### 11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	代表取締役 松尾 洋子
-------------	-------------

(2) 虐待の防止のための委員会を定期的に開催し、その内容を従業者に周知します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 成年後見制度の利用支援

## 12. 感染症の防止について

当事業者は、障がい児の使用する設備等について衛生的な管理に努めるとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の対策を講じます。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定しています。

(3) 従業者に対する感染症及び食中毒の予防まん延防止のための研修を実施します。

(4) 職員は毎日検温を実施し、手洗い・マスクの着用等を行い感染予防を行います。

(5) サービス利用前に体温測定を実施し、体温が37.5℃を超える場合や体調がすぐれない場合は利用をご遠慮いただいております。また、ご自宅にて発熱や体調不良などの症状があった場合は、事業所までお電話でご相談ください。

(6) 可能な限りマスクの着用にご協力願います。

## 13. 身体拘束の適性化について

当事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体をほごするため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 身体拘束適正化のための委員会を定期的に開催し、その内容を従業者に周知します。

(4) 身体拘束の適正化のための指針を策定しています。

(5) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

## 14. 緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先①	氏名:	続柄:
	所在地:	
	電話番号:	

連絡先②	氏 名 :	続 柄 :
	所 在 地 :	
	電 話 番 号 :	

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	医療法人祐和会 安藤病院	診 療 科	内科、外科
所 在 地	長崎県雲仙市吾妻町牛口名 3 7 8 - 2		
代 表 者	森川 浩子	電 話 番 号	0 9 5 7 - 3 8 - 2 1 5 2

15. ハラスメントの防止

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

16. 業務継続計画の策定等

- ・感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める防災計画書により対応します。
平 時 の 訓 練	別途定める防災計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。

18. 障がい児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障がい児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前9時から午後5時です。

19. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障がい児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

20. 契約の終了について

- 1 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合

- (2) 事業者が第12条に定める（秘密の保持）に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 前項に関わらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
  - (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
  - (3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを付けず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
  - (5) 保護者又はその家族からの、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等の行為によって相互の信頼関係が損壊し、改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能と認められる場合。
  - (6) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
  - (7) 利用者が連続して3ヶ月を越えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を越えて入院した場合
  - (8) 利用者が死亡した場合。

21. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	管理者 横田 魅和
	苦情解決責任者	代表取締役 松尾 洋子
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時
	電話番号	0957-73-9500
	FAX番号	0957-73-9504
第三者委員	大村さくら法律事務所 弁護士 曾場尾 雅宏	電話番号 0957-47-9177
	前田修央人司法書士事務所 司法書士 前田 修央人	電話番号 0957-736-1711

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は長崎県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

雲仙市役所 健康福祉部福祉課	所在地	長崎県雲仙市千々石町戊582番地
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始を除く。

	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	0957-47-7871
長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	長崎県長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2階
	受付日	月曜日から金曜日（土・日・祝日を除く）
	受付時間	午前9時から午前12時、午後1時～午後5時
	電話番号	095-842-6410
	FAX番号	095-842-6740

22. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
-------	-------

23. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障がい児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名 三井住友海上株式会社

(2) 損害保険の種類 賠償責任保険

## 指定児童発達支援重要事項説明書

年 月 日

指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：株式会社こぴっと 多機能型事業所ななつの風 にこり  
管理者名：横田 魅和  
説明者名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

通所給付決定保護者住所：

通所給付決定保護者氏名： 印  
(続 柄： )

利用者（児童）氏名： 印